

大規模・多様化する災害への 消防の対応

～第26次消防審議会の答申について～



消防審議会会長 **吉井 博明**

第26次消防審議会は、平成23年6月、東日本大震災の直後に発足しました。まず最初に「東日本大震災を踏まえた今後の消防防災体制のあり方」について審議し、続いて期限が切迫していた、「消防組織法第三十一条に基づく市町村消防の広域化について」中間答申をとりまとめました。そして今年5月、「東日本大震災をはじめとした大規模・多様化する災害等への消防の広域的対応のあり方に関する答申」を出しました。この答申は、首都直下や南海トラフの巨大地震などに対応するための緊急消防援助隊のあり方や、予防・救急等個別分野における広域的対応、さらに豪雪や火山噴火といった多様な災害への消防の対応についてとりまとめたものです。

阪神・淡路大震災の教訓を受けて設置された緊急消防援助隊は、その後、災害がある度に出動し有効性を実証しましたが、同時に新たな課題も明らかになり、その都度改善されてきました。東日本大震災でも緊急消防援助隊の活躍が高く評価されましたが、装備の欠陥やロジスティックスの混乱に加えて、被災地からの情報収集や指揮命令体制、他機関との連携、航空部隊の運用、受援体制等についてさまざまな問題が指摘されました。本審議会では、これらを受けて、運用訓練の一層の充実、事前計画の訓練による有効性検証、関係実働機関との情報共有や連携体制の強化、ICTの積極的活用などの解決策を示しました。特に東日本大震災を上回るような巨大広域災害が発生した場合、受援都道府県による被災情報の収集・分析や指揮命令が機能不全に陥り、緊急消防援助隊が十分に実力を発揮できない恐れがないか、そのような事態にどう対応するかという課題をめぐって活発な議論がなされました。

また、消防事務の全部を統合するという広域化が遅れている中で、次善の策として一部の事務だけを広域対応することについても検討しました。もちろん、消防事務の全部を統合する方式が望ましいのですが、消防指令や救急相談、予防などの業務については、個別事務の共同処理であっても効果が大きく、これらを先行させることも有効性が高いと判断しました。さらに、近年、豪雪時の除排雪や火山噴火時の降灰除去など、従来から消防が行ってきた災害対応以外の業務にどう係わるという難しい問題もあります。これについては、それぞれの地域に固有の事情があり、全国一律に決めることができないので、業務に当たる消防関係者の安全確保や補償などについての対策をしっかりとった上で活動するように求めました。

全国の消防が、これらの答申を活かし、大規模・多様化する災害による被害の軽減に大きく寄与することを強く願う次第です。